

国立大学法人大分大学における教育の内部質保証に関する方針

令和3年6月25日制定

令和3年11月15日改訂

令和3年12月16日改訂

教育マネジメント機構教学マネジメント室内部質保証委員会
施設整備委員会

1. 趣旨・目的

この方針は、国立大学法人大分大学における内部質保証に関する規程（令和3年規程第23号。）第6条及び第14条、大分大学教育マネジメント機構教学マネジメント室内部質保証委員会内規（令和3年内規第1号。）第10条及び国立大学法人大分大学施設整備委員会規程（令和2年規程第51号。）第13条の規定により、国立大学法人大分大学の教育の内部質保証の対象、点検・評価を実施する組織（以下「点検・評価実施組織」という。）及び点検・評価の実施手順に関し必要な事項を定める。

2. 対象

この方針の対象は以下のとおりとする。なお、各対象の質保証の責任者一覧を別表1に示す。

- (1) 教育プログラムの点検・評価
- (2) 教養教育の点検・評価
- (3) 学生支援の点検・評価
- (4) 学生受入の点検・評価
- (5) 施設設備の点検・評価

3. 点検・評価実施組織と体制

教育マネジメント機構教学マネジメント室内部質保証委員会（以下「内部質保証委員会」という。）を教育の内部質保証を組織的に推進するための中核となる組織とする。点検・評価の実施は、原則として、大分大学学則第4条第1号から第5号、及び大分大学大学院学則第4条第1号から第5号に掲げる組織とし、各組織に最低1名の教育コーディネーターを配する。なお、組織面と活動面の両方から内部質保証委員会が必要と判断し、機構長が認めた場合は、それ以外の組織を設定することができる。

以下の全学委員会等は、内部質保証委員会のマネジメントに従い、2号に掲げる点検・評価の対象ごとに、点検・評価実施組織での適切な質保証活動を推進する。

- (1) 教育プログラム
教務委員会、大学院委員会
- (2) 教養教育
教育マネジメント機構基盤教育センター教養教育委員会
- (3) 学生支援

学生・留学生支援委員会，身体等に障がいのある学生の支援委員会，キャリア支援委員会

(4) 学生受入

入試委員会，大学院委員会

(5) 施設設備

施設整備委員会，教務委員会，大学院委員会

4. 点検・評価の実施手順

点検・評価は，継続的なデータの収集と定量的及び定性的なデータの分析によるモニタリング及びレビューによって実施し，その結果を内部質保証委員会に報告するものとする。

(1) モニタリング

① 教育プログラム及び教養教育

各点検・評価実施組織は，カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）に定めたアセスメント・チェックリストに基づいて，IRセンターが提供するデータや分析した情報及び点検・評価実施組織で独自に収集するデータを分析することにより行う。モニタリング結果の報告は，原則，毎年度行うものとする。ただし，内部質保証委員会（点検・評価実施組織が独自に設定したモニタリング項目にあっては点検・評価実施組織）において上記以外の頻度で報告を行うことが相当と判断する場合はこの限りではない。

② 学生支援

各点検・評価実施組織は，学生支援センターまたはIRセンターが提供するデータや分析した情報及び点検・評価実施組織で独自に収集するデータを分析することにより行う。モニタリングの結果の報告は，原則，毎年度行うものとする。

③ 学生受入

各点検・評価実施組織は，アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）により定めた入学者選抜要項及び各選抜募集要項に基づいて，アドミッションセンターまたはIRセンターが提供するデータや分析した情報及び点検・評価実施組織で収集するデータを分析することにより行う。モニタリングの結果の報告は，原則，毎年度行うものとする。

④ 施設設備

各点検・評価実施組織は，財務部が提供する学習環境に関する施設設備のデータや分析した情報及び点検・評価実施組織で収集するデータを分析することにより行う。モニタリングの結果の報告は，原則，毎年度行うものとする。

(2) レビュー

各点検・評価実施組織は，毎年のモニタリング結果やIRセンター等が提供するデータや分析した情報及び点検・評価実施組織が独自に収集するデータに基づき，実施する。内部質保証委員会において，全学共通のレビュー項目を定める。

レビュー項目の設定は，別表2に示す大学機関別認証評価の評価基準，分野別の第

三者評価基準等を踏まえて行うものとする。なお、各点検・評価実施組織は、その目標・特性等に応じ独自のレビュー項目を定めることができる。

レビューの実施及び結果の報告は、機関別認証評価等に活用することを考慮し、4～7年ごとに行うものとする。ただし、内部質保証委員会又は各点検・評価実施組織の判断により、中間年度にレビューを実施することができる。また、内部質保証委員会（点検・評価実施組織が独自に設定したモニタリング項目にあつては点検・評価実施組織）において上記以外の頻度で報告を行うことが相当と判断する場合はこの限りではない。

5. 点検・評価によって得られた情報や課題点の活用

モニタリング及びレビューによる点検・評価によって得られた情報や課題点は、点検・評価実施組織で情報を共有し、自律的に改善に取り組むとともに、内部質保証委員会に報告する。内部質保証委員会は、全学的な見地から有効性の検証及び改善提案の取りまとめを行い、教育マネジメント機構長を通じて関係する委員会に改善の指示を行うとともに、評価委員会に報告する。

また、評価委員会は、改善の進捗状況を管理する。

別表1 質保証についての責任者一覧

(1) 教育プログラム及び教養教育

組織	責任者
教務委員会	理事（教育、入試、学生・留学生支援担当）
大学院委員会	理事（教育、入試、学生・留学生支援担当）
教育マネジメント機構基盤教育センター教養教育委員会	教育マネジメント機構長

(2) 学生支援

組織	責任者
学生・留学生支援委員会	理事（教育、入試、学生・留学生支援担当）
身体等に障がいのある学生の支援委員会	理事（教育、入試、学生・留学生支援担当）
キャリア支援委員会	理事（教育、入試、学生・留学生支援担当）

(3) 学生受入

組織	責任者
入試委員会	理事（教育、入試、学生・留学生支援担当）
大学院委員会	理事（教育、入試、学生・留学生支援担当）

(4) 施設設備

組織	責任者
施設整備委員会	理事（総務、財務、広報担当）
教務委員会	理事（教育、入試、学生・留学生支援担当）
大学院委員会	理事（教育、入試、学生・留学生支援担当）

別表2 大学改革支援・学位授与機構 大学機関別認証評価 評価基準 領域6（教育課程と学習成果に関する基準）

基準1	学位授与方針が具体的かつ明確であること
基準2	教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること
基準3	教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること
基準4	学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること
基準5	学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること
基準6	教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること
基準7	大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること
基準8	大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること